

ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の食品衛生上の取り扱いに係る意見

パルシステム生活協同組合連合会
代表理事 理事長 石田 敦史

私たちパルシステム生活協同組合連合会は「心豊かなくらしと共生の社会を創ります」を基本理念として1都11県で活動している生活協同組合のグループです。産直を通じて消費と生産をつなぎ、互いが助け合い、資源循環と持続可能性のある社会づくりを追求しております。

パルシステムグループでは、遺伝子組換え作物による環境への影響の懸念等を踏まえて、遺伝子組換え技術で生産された作物およびそれを主原料として使用された食品は原則として取り扱わないことを方針化するとともに、現行の表示制度における対象外の商品についても遺伝子組換え作物の使用状況を副原料まで確認し組合員へ情報開示しています。ゲノム編集技術を利用して得られた生物は遺伝子組換え作物と同様な環境への影響等が懸念されることより、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会 報告書（案）について以下意見いたします。

記

1. ゲノム編集技術応用食品及び今後類似する技術開発応用食品の食品衛生上の取扱いは、全て組換えDNA技術と同様の規制対象とすることを要望します。

（意見の理由）

カルタヘナ議定書は、現代のバイオテクノロジーの急速な拡大及び生物多様性への悪影響に対する公衆の懸念の増大等、予防的な取組方法を踏まえて採択されています。しかし議定書採択以降に技術開発されたゲノム編集は、議定書及び国内法となるカルタヘナ法において十分に定義されていません。

議定書の趣旨を踏まえると、新形質を作出する速度を飛躍的に高める可能性のある技術は宿主ゲノムへの外来核酸の導入を伴わない場合でも法の規制対象とすることが妥当であり、欧州司法裁判所の判決において同様の趣旨の判断を下しています。（2018. 7. 25）

また我が国の食品衛生法においては、公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることとされています。

ゲノム編集や今後新たに開発されうる技術は、従来の育種技術と比べて新しい形質をもつ品種を作出する速度を飛躍的に高める可能性があることを鑑みると、たとえオフターゲットなどによる想定せざる影響が従来の育種技術で生じるものとの見極めが理論上困難であったとしても、組換えDNA技術と同様に予防的取組の観点から市場に流通する前に一定の安全性審査を経ることが妥当だと考えます。

2. ゲノム編集技術及び遺伝子組換え食品を含めた全ての法規制対象となる食品の情報提供の仕組みの確立及びリスクコミュニケーションの推進を要望します。

（意見の理由）

遺伝子組換えを含め最新のバイオテクノロジーにより作出された生物、またその応用食品について消費者は高い関心や懸念を寄せています。消費者が自主的に選択できる権利を担保する上では、ゲノム編集技術を含めた全ての法規制対象技術によって開発された食品についての届出とその適切な情報開示、及び消費者を対象とした丁寧なリスクコミュニケーションの数多くの場の設定を求めます。

以上